

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月24日

【会社名】 マクドナルド・コーポレーション
(McDonald's Corporation)

【代表者の役職氏名】 副社長、法律顧問補佐兼秘書役補佐
デニス・A. ホーン
(Denise A. Horne, Vice President, Associate
General Counsel and Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 60523 イリノイ州
オーク・ブルック、マクドナルド・プラザ
(MacDonald's Plaza, Oak Brook, Illinois 60523, U.S.
A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 石井 禎

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
プルデンシャルタワー
東京青山・青木・狛法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法
共同事業）

【電話番号】 (03)5157-2700

【事務連絡者氏名】 弁護士 近藤 亮作
弁護士 堀川 恵美子

【連絡場所】 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
プルデンシャルタワー
東京青山・青木・狛法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法
共同事業）

【電話番号】 (03)5157-2700

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の
種類】 マクドナルド・コーポレーション 記名式額面普通株式（額
面金額：0.01米ドル）の取得に係る新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】 0.00米ドル(0円)(注1)
2,914,345.26米ドル(239,821,471円)(注2)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 なし

(注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額。

2 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額。

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「マクドナルド・コーポレーション」及び「マクドナルド」とは、文脈に応じてマクドナルド・コーポレーション又はマクドナルド・コーポレーション及びその子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1ドル=82.29円の換算率(平成23年2月9日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	38,382個
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2011年3月4日以降(注1)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	メリル・リンチ アメリカ合衆国08534ニュージャージー州 ペニントン、メイル・ストップ06-02-SOP、 1600メリル・リンチ・ドライブ (609)818-8825 www.benefits.ml.com
割当日	2011年3月4日以降
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

(注1) 本募集においては、本届出書の効力発生後、当社からオプション対象者（以下に定義する。）に対して一方的に付与通知がなされるため、本新株予約権（以下に定義する。）の付与を受けたオプション対象者による申込に関する特段の意思表示は必要としない。

(摘要)

採択・対象： 本募集は、2001年3月20日付当社取締役会の決議により採択され、2001年5月17日に開催された当社年次株主総会により株主により承認された、マクドナルド・コーポレーション修正版2001年オムニバス・ストック・オーナーシップ・プラン（以下「本プラン」という。）に基づく、当社普通株式を目的とする新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の付与に関するものである。本プランは2004年3月18日に開催された当社取締役会により改訂され、かかる改訂は2004年5月20日付当社年次株主総会において株主により承認された。本プランは更に、2008年5月21日、2009年2月11日及び2011年2月9日に開催された会議において、当社取締役会の報酬委員会により修正された。

本募集において、本邦に居住する当社の子会社*の適格従業員約10名（以下「オプション対象者」という。）に対し、本新株予約権が付与される。

* かかる子会社、その所在地および付与対象の適格従業員数は以下のとおりである。

1. マクドナルド・コーポレーション（米国）（2名）
2. マクドナルド・カナダ・デベロプメント・カンパニー（カナダ）（1名）

3. マクドナルド・コリア・カンパニー・リミテッド(韓国)(1名)

4. マクドナルド・USA・LLC(米国)(6名)

本プランの目的: 本プランの目的は、主として当社がその営業活動の成功のためにその判断と努力に依存している当社の従業員並びに非従業員の取締役及び上級取締役が、当社の個人的な財務的利害関係をより強固にすることを推奨し可能とすることにより、当社の利益を推進することにある。かかる財務的利害関係と株式所有権の取得はかかる従業員及び取締役が当社のために遂行する努力を刺激し、当社において役務を継続する希望を強固にし、また株式所有権を通じて株主及び企業家的な観点をもつことを促進することが期待される。またさらに、かかる財務的利害関係と株式所有権を取得する機会は、有望な新入社員にとって魅力的なものとなり、当社がかかる従業員を惹き付けることを支援することが期待される。

本プランの運営: 本プランの第4章(b)に従って、本プランは取締役会が任命する委員会(以下「委員会」という。)により運営される。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	マクドナルド・コーポレーション 記名式額面普通株式(額面金額:0.01米ドル)(注1)(注2)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株、全体で38,382株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個につき75,93米ドル(6,248円)(注2)(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	該当なし(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格: 該当なし(注4) 資本組入額: 該当なし(注4)
新株予約権の行使期間	自2012年2月9日至2021年2月9日(注5)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	メリル・リンチ アメリカ合衆国08534ニュージャージー州 ペニントン、メイル・ストップ06-02-SOP、 1600メリル・リンチ・ドライブ (609)818-8825 www.benefits.ml.com
新株予約権の行使の条件	本プランに記載される条件に従うこと。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本プランに記載される条件に従うこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、オプション保有者の死亡により未行使のストックオプションを指定受益者、相続人又は遺産管理人に譲渡する場合を除き、譲渡不能である。委員会は、許容される譲受人に対する無償譲渡を許容することができるが許容することを求められるものではない。
代用払込みに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本プランに記載される条件に従うこと。

(注1) 本新株予約権の目的となる株式は、自己株式を使用する予定である。

(注2) 委員会はその裁量において、株式配当、株式分割、株式併合、株式結合、増資、当社の資本構成に影響を与える同様の事象（個別に「株式の変動」という。）又は吸収、合併、株式資産の取得、離脱、スピンオフ、再編成、株主割当、清算、その他の現金若しくは資産の分配（特別現金配当を含む。）、子会社との関係解消又は当社の若しくは当社による類似の事項（上記の株式の変動に関するものを除く事項を「会社取引」という。）を反映するために、以下の適当且つ公正であるとみなす調整及び、委員会が適当且つ公正であると判断する発行済報奨に対するその他の調整を行うものとする（会社取引の場合は、行うことができる。）。

- (a) 本プラン第2章(x)及び第3章に基づき課される制限事項において言及される種々の株式の数
- (b) 発行済報奨がその対象範囲とする株式の数
- (c) 発行済ストックオプションのオプション価格
- (d) 発行済株式評価益権の行使により支払われる利益の額を決定するために使用される株式の公正市場価額

かかる調整には、(i)当該報奨の価値と同等の合計対価を有する現金、資産又はそれらの組み合わせと交換になされる発行済報奨の消却、(ii)本プランに基づき利用可能な株式及び/又は発行済報奨の対象となる株式の、その他資産との代替（かかるその他資産には、その他有価証券及びかかる代替に合意する当社以外の事業体の有価証券を含むがこれらに限定されない。）、並びに(iii)子会社との関係解消に関して、当該子会社に雇用される付与対象者が保有する報奨の、当該子会社又は関係解消後当該子会社を支配する事業体による引受又は新規報奨との差替えの手配、を含む場合があるがこれらに限定されない。

(注3) 本新株予約権の行使時の払込金額の額は、公正市場価格すなわち、オプションの付与日である2011年2月9日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の最終の売値に基づいている。本新株予約権の行使時の払込金額の総額は、75.93米ドル（6,248円）である。

(注4) 本新株予約権の行使時に交付される株式は、自己株式で、これにより新規に発行される株式はない。

(注5) 本新株予約権は、本プランの条件に従い、付与日の第1、第2、第3及び第4応当日の4回において均等に権利確定する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額(注)	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
2,914,345.26米ドル (239,821,471円)	20,000米ドル (1,645,800円)	2,894,345.26米ドル (238,175,671円)

(注) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を意味し、本新株予約権が全て行使された場合の最大見込額である。

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額2,894,345.26米ドル（238,175,671円）は、設備資金、及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他】

1 【法律意見】

当社の副社長、法律顧問補佐兼秘書役補佐である、デニス・A. ホーン氏より以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、デラウェア州法の下で適法に設立され、且つ正常な状態で有効に存続している。
- (2) 本プランに基づくストックオプションの募集についての全ての当社の授権手続は適法に完了し、かつ同授権は完全に有効であり、同募集は既存のアメリカ合衆国法、デラウェア州法及びイリノイ州法に従って適法である。
- (3) 当社による、又は当社のための本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）の関東財務局長に対する提出は、適法に授権されている。
- (4) 石井禎、近藤亮作及び堀川恵美子の各氏は、また各々個別に、当社の日本における代理人として当社により適法に指名されており、当社を代理して本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）に署名し、これを日本国関東財務局に提出し、その他日本における新株予約権証券の募集の届出に関する一切の行為につき当社を代理する権限を有する。

2 【その他の記載事項】

目論見書「第一部 証券情報」、「第4 その他」、「2 その他の記載事項」に、以下に掲げる「マクドナルド・コーポレーション修正版2001年オムニバス・ストック・オーナーシップ・プラン」を掲げる。

[訳文]

マクドナルド・コーポレーション

修正版2001年オムニバス・ストック・オーナーシップ・プラン

デラウェア法人であるマクドナルド・コーポレーション（以下「当社」という。）は、2001年オムニバス・ストック・オーナーシップ・プラン（2008年7月1日より適宜有効、以下「プラン」という。）を策定し、本プランは当社の2001年5月17日に開催された年次株主総会により承認された。当初策定された本プランは、2001年5月17日より有効となり、ストックオプション、制限株式、株式評価益権、パフォーマンス・ユニット、株式賞与及びその他の株式に基づく報奨を付与することを認めるものであった。

本プランは2004年3月18日に修正、改訂され、2004年5月20日に開催された当社の年次株主総会において承認された。修正された本プランは、ストックオプション、制限株式、株式評価益権、株式賞与、配当同等物及びその他の株式に基づく報奨を付与することを認めるものであった。

本プランは2008年7月1日に修正され、適用されうる税務規定に準拠する変更事項及び管理上の修正を含んでいる。

2008年7月1日より修正された本プランは、2008年7月1日以降に付与された全報奨（下記に定義）及び、2008年7月1日現在発行済みの全報奨に適用され、いずれの場合も、米国外で適用されうる現地の法律及び基準に基づいて変更される。ただし、本プラン第12条(d)(2)及び12(f)条に規定される請求権の放棄の行使及び提出の要求は、2008年2月13日以降付与された報奨にのみ適用される。

1. 目的

本プランの目的は、主として当社がその営業活動の成功のためにその判断と努力に依存している当社の従業員並びに非従業員の取締役及び上級取締役が、当社の個人的な財務的利害関係をより強固にすることを推奨し可能とすることにより、当社の利益を推進することにある。かかる財務的利害関係と株式所有権の取得はかかる従業員及び取締役が当社のために遂行する努力を刺激し、当社において役務を継続する希望を強固にし、また株式所有権を通じて株主及び企業家的な観点をもつことを促進することが期待される。またさらに、かかる財務的利害関係と株式所有権を取得する機会は、有望な新入社員にとって魅力的なものとなり、当社がかかる従業員を惹き付けることを支援することが期待される。

2. 定義

本プランで使用されるとおり、以下に定義される用語は以下の意味を有する（かかる意味は定義される用語の単数又は複数のどちらにおいても同等に適用される。）

- (a) 当社の従業員である付与対象者の「関係役務」とは、付与対象者の当社での役務に当社の子会社が子会社となる以前の期間において当該付与対象者が雇用されていた総年数を加味したものを意味する。ただし、子会社となる事業体に関して委員会が別途決定した場合は、この限りでない。

- (b) 「報奨」とは、本プランに基づき付与された、ストックオプション、制限株式、株式評価益権、株式賞与、配当同等物及びその他の株式に基づく報奨を意味する。さらに、第3章(d)については、「報奨」とは旧プランに基づき付与された報奨を意味する。
- (c) 「報奨契約」とは第4章(d)(iv)に明記される意味を有する。
- (d) 「取締役会」は当社の取締役会を意味する。
- (e) 「事業結合」とは第2章(g)(iii)に明記される意味を有する。
- (f) 「営業日」とは、当社の普通株式が上場された、又は取引の認可を受けた主要な証券取引所が営業を行っている日を意味する。
- (g) 「事由」とは、(i)付与対象者が当社又は当社の従業員である場合、かかる付与対象者が不正、詐欺、非合法行為又は不道徳に関連する行為、また(ii)付与対象者が当社の非従業員取締役又は上級取締役である場合は、当社の改訂基本定款第13条(c)に基づく理由を意味する。
- (h) 「支配権の変更」とは、以下の事項のいずれかの発生を意味する。
- (i)(A)その時点における当社の発行済株式(以下「発行済当社普通株式」という。)又は(B)通常取締役選任において議決権を有する当社のその時点における発行済議決権付有価証券の総議決権、のいずれかの20%以上の「実質持分」(1934年法に発布された規則13d-3の意味の範囲内におけるもの。)をいずれかの者が取得した場合、ただし、本セクション2(g)(i)の目的においては、以下の取得は支配権の変更を構成しないものとする。
- (1) 当社からの直接取得
 - (2) 当社による取得
 - (3) 当社又は当社が支配権を有する事業体が支援又は維持する従業員給付制度(又は関連する信託)を通じた取得、又は
 - (4) 第2章2(g)() (A)、(B)及び(C)に則した取引に基づく事業体による取得
- ()本書適用日より、取締役会の構成員(以下「在任取締役」という。)は、いかなる理由においても取締役会の過半数以上を構成しない、ただし、本書適用日以後に当社株主による取締役選任又はその候補選任がその時点で在任取締役である者の過半数以上の投票により承認され、取締役となる個人は、在任取締役の一員とみなされるものとする(ただしこの目的において、かかる個人の任務の当初引受が、取締役の選任若しくは解任に関する選任争い又はその恐れ、又はその他の取締役会以外の者又は代理による委任状勧誘若しくは同意勧誘又はその恐れにより発生した場合の者を除く。)。

- () 事業再編成、合併、法定株式交換若しくは株式会社合併又は当社及び/又は当社が支配権を有する事業体に関連する類似の企業取引、又は当社の資産の全て若しくは実質的に全ての売却その他処分、当社又は当社が支配権を有する事業体による別事業体の資産又は株式の取得(以下、各々「事業結合」という。)の場合、ただし、次の場合を除く。かかる事業結合後、(A)かかる事業結合の直前に発行済当社普通株式及び発行済当社議決権付有価証券の実質所有者であった個人又は事業体の全員又は実質的に全員が、かかる事業結合により生じた企業(かかる取引によって、直接若しくは1社以上の子会社を通じて、当社又は当社資産の全部若しくは実質的に全部を所有する事業体を含むが、これに限定されない。)の、その時点で発行済の普通株式及び場合によっては通常は取締役選任において投票権を有するその時点で発行済の議決権付有価証券の総議決権の60%以上を、かかる事業結合直前におけるかかる発行済当社普通株式及び発行済当社議決権付有価証券の持分と実質的に同等の割合において、直接又は間接に実質保有している場合、(B)いかなる者も(かかる事業結合から生じた事業体、又は当社若しくはかかる事業結合から生じた事業体の従業員給付制度(又は関連信託)を除く。)、直接又は間接的にかかる事業結合により生じた企業のその時点で発行済の普通株式又はかかる企業のその時点で発行済の議決権付有価証券の20%以上を実質所有していない場合(ただし、かかる所有権がかかる事業結合前に存在した場合を除く。)、並びに(C)かかる事業結合により生じた事業体の取締役会の構成員の過半数以上が、かかる事業結合を定める当初契約締結又は取締役会決議の時点において、在任取締役であった場合。
- () 当社の株主による当社の完全清算又は解散についての承認。
- (i) 「内国歳入法」とは、改訂版1986年米国内国歳入法並びにその規則及び規制事項を意味する。内国歳入法の特定のセクション又はそれに基づく規則への言及は、承継条項への言及を含むものとする。
- (j) 「委員会」とは、第4章(a)に明記される意味を有する。
- (k) 「当社」とは、第1項に明記される意味を有する。
- (l) 当社又は子会社の従業員である付与対象者の「当社での役務」とは、付与対象者の当社への雇用年数と子会社が当社の子会社であった期間における子会社への雇用年数の合計を意味する。
- (m) 「障害」とは、それが従業員に関するものである場合、(a)マクドナルド・コーポレーション・ロングターム・ディスアビリティ・プラン若しくは当該従業員の雇用主が維持するその他の長期障害制度に基づく給付を受領している、若しくは受領する資格を有する精神または身体状態、または(b)発症時に当該従業員が割り当てられていた仕事または当該従業員の職務を遂行することが、相応の便宜の有無にかかわらず、永久に不可能または遂行する能力がない状態となる精神または身体状態(これについての判断は、診断書及び委員会がその唯一の裁量において関連するとみなすその他の適格な証拠に基づき委員会により下される。)を意味する。
- 「障害」とは、それが非従業員取締役及び上級取締役に関するものである場合、永久又は1年を超える不定期間における取締役又は上級取締役としての職務履行を阻む身体又は精神状態を意味する。
- (n) 子会社の「関係解消」とは、いずれかの理由(当社による子会社株式の公募、スピンオフ又は売却によるものを含むがこれに限定されない。)において、子会社が子会社でなくなったことを意味する。
- (o) 「配当同等物」とは、第6章(g)に基づきなされる報奨を意味する。
- (p) 「適用日」とは、2004年3月18日を意味する。

- (q) 当社の有価証券の「公正市場価値」とは、該当日現在における、ニューヨーク証券取引所の通常の営業時間終了時点における当該有価証券の終値、又は、当該日にかかる有価証券の売買行為がない場合には、かかる売買が行われた、かかる当該日直前日を意味する。
- (r) 「フォーリン・エクイティ・インセンティブ・プラン」は第14章に明記する意味を有する。
- (s) 「付与日」とは第6章(a)(i)に明記する意味を有する。
- (t) 「付与対象者」とは、報奨を付与された者を意味する。
- (u) 「近親者」とは、付与対象者の配偶者、子ども、孫、養子、親、義親、祖父母、兄弟姉妹、姪、甥及び姻戚を意味する。
- (v) 「～を含む」とは、「～を含むがこれ(ら)に限定されない」という意味である。
- (w) 「在任取締役」とは、第2条(g)(ii)に明記される意味を有する。
- (x) 「最低対価」とは、(デラウェア州一般会社法セクション154の意味の範囲内において)取締役会の決議に基づき決定された「資本」とすべき1株当たり0.01ドル又はそれ以上の額を意味する。
- (y) 「最低権利確定要件」とは、(A)最低権利確定要件が合計2.5百万株(第22条に定める調整を条件とする。)以下を対象とした報奨に適用される場合、かかる報奨が付与日の第一応当日より権利確定されるとの要件、また(B)最低権利確定要件が適用されるその他全ての報奨の場合、かかる報奨が最速で付与日の第一、第二、第三応当日の3回における均等配分で権利確定されるとの要件を意味する。
- (z) 「1934年法」とは、改正1934年証券取引法並びに同法に基づく規則及び規制事項を意味する。1934年法の特定のセクション又は同胞に基づく規則への言及は、これに取って代わる後継規定への言及を含むものとする。
- (aa) 「非従業員取締役」とは、当社の従業員ではない取締役会構成員を意味する。
- (bb) 「オプション価格」とは、ストックオプションの対象となる株式の1株あたりの購入価格を意味する。
- (cc) 「その他の株式に基づく報奨」とは、第6条(h)に基づきなされる報奨を意味する。
- (dd) 「発行済当社普通株式」とは、第2条(g)(i)に明記される意味を有する。
- (ee) 「発行済当社議決権付有価証券」とは、第2条(g)(i)に明記される意味を有する。
- (ff) 「パフォーマンス率」とは、第6条(f)(i)(C)に明記される意味を有する。
- (gg) 「許容譲受人」とは、第8条に明記される意味を有する。
- (hh) 「者」とは、1934年法セクション13(d)(3)又は“14(d)(2)の意味の範囲において「個人」、「事業体」又は「グループ」を意味する。
- (ii) 「方針違反」とは、営業法基準に違反した行為によって生じた終了を意味する。
- (jj) 「旧プラン」とは、マクドナルド・コーポレーション1992年ストック・オーナーシップ・インセンティブ・プラン(その後の改訂を含む。)及びマクドナルド・コーポレーション1975年ストック・オーナーシップ・オプション・プラン(その後の改訂を含む。)を意味する。
- (kk) 「適格パフォーマンス報奨」とは、第23章に定めるとおり、セクション162(m)の例外規定の資格を有することを意図された報奨を意味する。

- (ll)「適格パフォーマンス目標」とは、適格パフォーマンス報奨の付与に関連して委員会が設定したパフォーマンス目標を意味する。適格パフォーマンス報奨の付与は、(i)1つ以上の特定のパフォーマンス目標の規定レベルの達成に基づき、且つ(ii)内国歳入法セクション162(m)に規定される期間内に委員会が設定するものである。ただし、ストックオプション又は株式評価益権の場合、適格パフォーマンス目標は、委員会による特別な行為なしに設定されたとみなされる。これは、かかる報奨の対象となる株式の価値が、付与対象者がストックオプション又は株式評価益権の行使を通じて報酬を実現するために、付与日現在の公正市場価値(又はそれより高い値)を上回る価額まで上昇しなければならないという理由による。
- (mm)従業員に関する「離職」とは、(i)20年以上60歳までの関係役務、又は(ii)70又はそれ以上の関係役務年数と年齢の合算値を達成した後の雇用の終了を意味する。ただし事由による雇用の終了を除く(方針違反のための事由による雇用の終了を含む)。
- 非従業員取締役及び上級取締役に関する「離職」とは、取締役及び/又は上級取締役又は70歳を超えて役務を10年以上務めた後の取締役職の終了を意味する。
- (nn)「セクション16に基づく付与対象者」とは、当社の持分証券に係る取引に関して1934年法セクション16(B)に基づく潜在的責任の対象者を意味する。
- (oo)「セクション162(m)の例外規定」とは、内国歳入法セクション162(m)(4)(C)に定める、内国歳入法セクション162(m)により課される税控除制限の例外規定を意味する。
- (pp)「役務により権利確定する報奨」とは、当社及びその子会社の従業員として、又は当社の非従業員取締役若しくは上級取締役としての付与対象者の役務継続のみがその権利確定の条件となる報奨を意味する。
- (qq)付与対象者の雇用の終了についての「特殊状況」とは、(i)付与対象者の雇用の終了が事由によるものでなくして当社又は子会社都合により終了した場合、又は(ii)付与対象者が雇用の終了に関連してマクドナルド・レストランのオーナー・営業主となる場合を意味する。
- (rr)「規定パフォーマンス目標」とは、当社全体又は子会社、当社の一部門又はその他の部署単位に適用される指標 - 収益、営業利益、純利益、基本的又は希薄化後1株当たり収益、収益リターン、資産リターン、株式リターン、総資本リターン、又は総株主利益率 - を意味する。
- (ss)「営業法基準」とは、当社又は子会社若しくはそれを継承するものの営業法基準を意味する(本書において具体的に参照される対象方針を含む)。付与対象者の違反の際、付与対象者に対し有効となり、適用される。
- (tt)「株式」とは、当社普通株式(1株当たり額面額0.01ドル)を意味する。
- (uu)「子会社」とは、当社が、直接又は子会社の介在を通じて全クラス株式における25%以上の総議決権又は持分価額を、又は非法人事業体の場合は、資本及び利益の25%以上の持分を保有している事業体を意味する。
- (vv)「支払に提供された制限株式」とは、第9章(a)に定める意味を有する。
- (ww)「取締役職の終了」とは、非従業員取締役又は上級取締役が取締役でも上級取締役でもなくなった当初日を意味する。
- (xx)付与対象者の「雇用の終了」とは、当社及び子会社での付与対象者の雇用の終了を意味する。子会社に雇用されていた付与対象者もまた、子会社の関係解消が生じた場合、雇用の終了が発生するとみなされるものとする。ただし、(i)付与対象者が、かかる子会社の関係解消の直後、当社又はその他の残存する子会社の従業員となった場合、又は(ii)当該関係解消に関連して、付与対象者が保有していた報奨が引き継がれたり、旧子会社又は関係解消後旧子会社を支配する事業体により、新規の報奨と交換された場合は、この限りでない。

(yy)「ユニット価額」とは、セクション9(c)(iii)に明記する意味を有する。

3. プランの範囲

- (a) 本プランに従って付与対象者に提供される株式の総数は、本第3項のその他規定と第22項に定める調整に従うことを条件として、116.5百万株を超えないものとする。かかる株式は自己株式又は新規発行株式又はその両方のいずれかとし、取締役会又は第4項に従い任命される委員会が随時決定することができる。
- (b) 第22章に定める調整に従うことを条件として、ストックオプション又は株式評価益権が付与対象者に1年間に付与され得る最大株式数は2百万株とし、付与対象者に制限株式、配当同等物(別の報奨の一部となる配当同等物を除く。)及びその他の株式に基づく報奨の形態で(いずれも適格パフォーマンス報奨である。)1年間に付与され得る最大株式数は500,000株であるものとする(ただし、配当同等物の場合、この目的上考慮された株式数は配当同等物が算出された対象株式の数であるものとする。)。本第3章に定めるその他の規定と第22章に定める調整に従うことを条件として、本プランに基づき付与され得る株式数は500,000株までとする。
- (c) 本プランに基づき付与される報奨が、適用日以後、全額行使されずに何らかの理由で満了若しくは終了した、又は失権若しくは現金清算された場合又はその程度において、かかる報奨の満了、終了又は失権部分に関連する株式数(制限株式を含む。)は、その他の報奨のために利用可能であるものとする。いかなる場合も、株式評価益権の行使に基づき提供されるとみなされる株式数は、その付与又は行使価格を示すものではなく、その株式は行使により付与対象者に提供されない。
- (d) 旧プランに基づき付与される報奨は、適用日以後、全額行使されずに何らかの理由で満了若しくは終了した、又は失権若しくは現金清算された場合又はその程度において、かかる報奨の満了、終了又は失権部分に関連する株式数(制限株式を含む。)は、本プランに基づく報奨のために利用可能であるものとする。適用日以後、付与対象者が本プラン若しくは旧プランに基づき付与されるストックオプションのオプション価格を支払うため、又は本プラン若しくは旧プランに基づき付与される報奨に関する源泉徴収税を支払うために、付与対象者により(実際の提供により又は証明書を通じて)保有される株式を使用する場合、提供又は証明されていた株式には、本プランに基づく提供のために利用可能な株式数が加えられるものとする。本プランに基づき付与されるストックオプションの対象となる株式が適用日以後、当該ストックオプションのオプション価格を支払うために源泉徴収される場合、又は本プランに基づき付与される報奨の対象となる株式が何らかの源泉徴収債務を支払うために源泉徴収された場合、かかる株式は、本プランに基づき提供のために利用可能な最大株式数を決定するうえで、提供されたとみなされない。旧プランに基づき付与された報奨の対象となる株式数が何らかの源泉徴収債務を支払うために源泉徴収された場合、かかる株式は、本プランに基づき提供に利用可能な最大株式数に加えられる。上記に関らず、本第3章(d)の上記規定に従い本プランに基づき付与される報奨に利用可能ないかなる株式も、第6章(c)に基づくインセンティブ・ストックオプションの付与に利用することはできない。

4. 運営

- (a) 第4章(b)に従うことを条件として、本プランは取締役会が任命する委員会(以下「委員会」という。)によって運営されるものとする。委員会の構成員は全員が「社外取締役」(セクション162(m)の例外規定の目的上の解釈と定義がなされる。)とする。委員会の公正もまた、取締役会が本プランに基づく株式の取引が1934年法の規則16b-3に基づく責任の例外となることを許容するため、また株式が上場されている国内の証券取引所の「独立性」の要件を充足するために取締役会が適切とみなした制限に服するものとする。
- (b) 取締役会はその裁量において、委員会の権限及び責任の一部及び全部を取締役に留保することができる。取締役会が委員会の権限及び責任を取締役に留保した場合、本プラン内における全ての委員会についての言及は、取締役会への言及として置き換えられるものとする。
- (c) 委員会は、その裁量において、本プランの明文(第23章(e)を含むがこれに限定されない。)に従うことを条件として、以下の完全且つ最終的な権限を有するものとする。
- (i) 報奨の付与
- () (A) 報奨が付与され得る時期、及び(B) 特定の報奨がその他の特定の報奨と同一視されるものか否か、また同一視されるもの場合、かかる報奨は、かかるその他の特定の報奨と累積して、又はそれに代わって行使可能とするかどうかを判断すること
- () 本プランを解釈し、本プランの運営に必要な且つ望ましい全ての決定をなすこと
- () 制限又は条件を含むがこれに限定されない、全報奨の全諸条件を決定すること(委員会がふさわしいとみなしたパフォーマンス基準の規定と、ストックオプション行使により取得される株式に関する制限の賦課を含む。これら制限事項は付与対象者の雇用終了又は取締役職の終了後も継続し得る。)。かかる諸条件は各報奨の書面契約(以下「報奨契約」という。)にも記載されるものとする。報奨契約は、同一である必要はなく、付与対象者の同意があれば、いかなる時もかかる報奨契約も変更することができる。
- (v) 第14章に定めるフォーリン・エクイティ・インセンティブ・プランを適用又は海外子会社による適用を認可すること。
- (vi) 本プランに基づく義務及び責務の一部又は全部を、委員会がふさわしいとみなす個人又はグループに委任すること。ただし、セクション16に基づく付与対象者と適格パフォーマンス報奨に関する委員会の義務及び責務を除く。かかる被委任者の行為は委員会の行為として本プランにより取り扱われるものとし、かかる被委任者は委員会に対して、委任した義務及び責務に関して報告するものとする。
- () 何らかの理由により、最低権利確定要件を除く、報奨又は一連の報奨について、その行使可能性を繰り上げること、並びに適用される制限事項及び条件の一部又は全部を繰上げ又は撤回すること。ただし、当該繰上げ又は撤回により、内国歳入法第409A条において税金の支払い義務が生じない場合に限る。
- () 第6章(a)(ii)を条件として、報奨又は一連の報奨が行使可能又は稼得可能である期間を延長すること。ただし、当該延長により、内国歳入法第409A条において税金の支払い義務が生じない場合に限る。
- () 米国外で働く付与対象者に対し、本プランの目的を充足するために必要且つ望ましい報奨の調整又は変更を行うこと。
- () 委員会が、報奨の付与以前又は付与と同時に適切とみなし得る報奨の付与、公正又は保持に関する追加の条件、制限事項及び規制を課すこと(付与対象者により随時行使され得る報奨の割合制限と関連同一報奨の同時行使要件を含む。)

- (xi) 報奨の譲渡可能性に関する諸規則を定めること、並びに本プランの目的を充足するために必要且つ望ましい第8章に基づき譲渡可能な報奨への調整又は変更を行うこと。
- (d) 本プラン又は報奨契約に関連する全ての事項に関する委員会の決定は、その唯一の裁量においてなされ、決定的且つ最終的なものとする。委員会の構成員はいずれも、本プラン又は報奨に関して善意で行った行為又は決定に対していかなる責も有さないものとする。

5. 適格性

報奨は、当社又はその国内子会社の従業員（役員を含む。）、当社の海外子会社の従業員、役員又は取締役（ただし、当社の保有が全クラスの株式を合わせた総議決権又は総価額の50%未満である国内又は海外子会社の従業員、役員又は取締役である場合は、かかる付与が当社の正当な事業目的となるよう、当該従業員、役員又は取締役及び当社間に十分な関係がある場合のみ報奨を付与することができる。）、並びに当社の非従業員取締役又は上級取締役に付与することができる。報奨が付与される個人を選定するにあたって、また各報奨の対象となる株式数と各報奨に適用されるその他の諸条件を決定するにあたって、委員会は、本プランの目的を促進するにあたって、関連するとみなされる要因を考慮するものとする。

6. 付与の条件

(a) 一般条件

- (i) 報奨の「付与日」とは、委員会が報奨を付与する日又はそれより以後の委員会が前もって規定した日とする。
- () 各報奨の期間は付与日から10年間とする。ただし、委員会は付与日までに、報奨の期間として付与日から15年以内において異なる期間を決定することができる。さらに、いかなる場合においても各報奨の期間は本プランに規定される早期終了に従うことを条件とする。
- () 付与対象者は、別途適格性を有する場合、追加の報奨を組み合わせる付与され得る。
- (b) ストックオプションの付与とオプション価格 ストックオプションとは予め設定されたオプション価格で株式を購入する権利を意味する。ストックオプションの付与日までに、委員会はかかるストックオプションのオプション価格を設定するものとする。ストックオプションの1株当りオプション価格は当該付与日における株式の公正市場価額の100%以上とする。かかるオプション価格は第22章で定める調整に従うことを条件とする。提供される報奨契約において、ストックオプションは制限株式に対して行使可能であると定めることができる。

- (c) インセンティブ・ストックオプションの付与 スtockオプションの付与时、委員会は内国歳入法セクション422に定義される「インセンティブ・ストックオプション」としてかかるStockオプションを指定することができる。インセンティブ・ストックオプションとして指定されないStockオプションは、内国歳入法セクション422の要件を別途充足していたとしても、インセンティブ・ストックオプションではないものとする。インセンティブ・ストックオプションとして指定されたにも拘らず、その全体又は一部において、内国歳入法セクション422の要件を(付与时又は権利確定繰上その他を原因として以後の時点において)充足していないStockオプションは、かかる要件充足の失敗がある限りインセンティブ・ストックオプションではないStockオプションとして取り扱われるものとする。インセンティブ・ストックオプションの条件は、付与対象者に対し、インセンティブ・ストックオプションの行使に基づき発行される株式の「不適格処分」(内国歳入法セクション421(b)に定義される。)について、委員会又はその被指名者に対して、かかる処分日から10日以内に通知をなすことを求めるものとする。
- (d) 制限株式の付与
- (i) 制限株式とは、制限期間中、適用される報奨契約に定められ得る条件において、当社に対する権利放棄がなされ得る、付与対象者に授与された株式である。制限株式は、制限期間中は売却、譲渡、譲受、差入又はその他抵当に入れることができない。
- () 委員会はその裁量において、以下に従って付与対象者が制限株式に対して支払をなす金額を決定するものとする。自己株式であり、支払の必要を求められない制限株式に関する場合を除き、委員会は付与対象者に対し、かかる付与対象者に付与された各制限株式に対して最低対価以上の金額の支払を求めるものとする。かかる支払額は、かかる株式の引渡前に、且ついかなる場合においてもかかる株式の付与日から10日以内に付与対象者により全額支払われるものとする。
- () 委員会は、以下の場合において、付与対象者の報奨としての制限株式又はStockオプションの行使によって取得された制限株式の一部又は全部が失権されると規定することができる(しかし規定をする必要はない。)
- (A) 報奨契約に別途明記される場合を除き、第12章に定める付与対象者の雇用の終了時
- (B) 当社又は付与対象者が付与微意後の一定期間内に、且つ付与対象者の雇用の終了前に、規定のパフォーマンス目標(もしあれば)を達成しない場合
- (C) 適用される報奨契約に委員会が定めるその他の条件を充足できない場合; ただし、かかる各報奨が役務により権利確定する報奨である場合は、当該報奨は最低権利確定要件に従うことを条件とする。
- () 制限株式が失権した場合、その時点において、付与対象者がかかる株式又はStockオプションの行使により取得したかかる株式に対する支払を要求されていた場合、(A) 付与対象者は、(1)当該支払額、又は当該制限株式がStockオプションの行使により取得された場合は、かかる株式に対して付与対象者が支払ったオプション価額、又は(2)かかる失権日における当社株式の公正市場価額のいずれか低い額において、当社に対してかかる株式を転売したとみなされるものとし、(B) 当社は実務上可能な限り迅速に本文の(A)に基づき決定された金額を付与対象者に支払うものとし、(C) かかる株式は発行済でないものとなり、また失権の原因となる事項発生日か又は本文(B)に規定される当社の支払日のいずれか後の日かそれ以後において、付与対象者がかかる支払を受理したか否かに関らず、その付与対象者に対して当社株主としての権利を授与しないものとする。

- () 委員会は、かかる株式が失権不能となるか又は失権するまで、制限株式は当社秘書役による第三者預託として(付与対象者が未記入のまま締結された株式売買委任状と共に)保有される旨を規定することができる。いかなる制限株式も、かかる株式が譲渡不能であり本プラン及び適用される報奨契約に明記される制限に従うことを条件とする旨を明記した適切な説明文を有するものとする。かかる制限株式が失権不能となった場合、当社はかかる株式の株券を、かかる説明文なしに発行又は再発行せしめるものとする。
- (e) 株式評価益権の付与 株式評価益権とは、(委員会の決定による)現金、株式又はその両方において、規定株式数の公正市場価額が、かかる公正市場価額が決定された日において、報奨の付与価格又は行使価格(もしあれば)を上回った超過部分に相当する支払金額を受領する権利を意味する。付与された時、株式評価益権は、付与された株式評価益権の対象となる株式の下部に相当する、若しくはこれと異なる数の、付与対象者の特定のストックオプション又は特定の制限株式の対象となる株式(株式評価益権の付与日又はそれ以前に付与されたストックオプション又は制限株式を含む。)と同一視され得る(が、必要はない。)。株式評価益権がストックオプションの対象株式又はその時点の制限株式と同一視される場合、適用される報奨契約で別途規定されない限り、付与対象者の関連する株式評価益権は、(i)かかるストックオプション又は制限株式の満了、終了、失権又は取消、又は(ii)かかる制限株式が失権不能となった日に、またその場合において、終了するものとする。
- (f) 株式賞与の付与 委員会は其の裁量において、当社の業務執行役員を除いた第5章に基づき報奨を受領する資格を有する従業員に対して、株式を付与することができる。
- (g) 配当同等物の付与 委員会は其の裁量において、配当同等物を付与することができる。これは、特定の株式又は特定の株式数に関して支払われるべき配当により測定された現金額又は株式を受領する権利を意味する。配当同等物は、別種類の報奨の一部として、又は別個の報奨として付与され得、また委員会が決定する諸条件に服することを条件とする。ただし、委員会は、内国歳入法第409A条において税金の支払い義務が生じる方法での配当同等物の支払いは行わないものとする。
- (h) その他の株式に基づく報奨の付与 委員会は其の裁量において、その他の株式報奨を付与することができる。これらはストックオプション、株式評価益権、制限株式、株式賞与、及び配当同等物を除くその他の報奨であり、当社株式建てであり、当社株式への参照により一部又は全部において価値付けされ、またその他当社株式に基づき、これに関連するものである。本第6章(h)に基づき付与されたその他の株式に基づく報奨の購入、行使、交換又は転換は、委員会により明記される諸条件又は方法に基づきなされる。その他の株式に基づく報奨の価額が、公正市場価額の決定日において、公正市場価額がかかる報奨の行使又は付与価格を上回る超過分の差額に基づいている場合、かかる報奨の行使又は付与価格は付与日現在の公正市場価格の100%を下回らないものとする。かかる報奨の価額が株式の全体額に基づく場合、且つかかる報奨が役務により権利確定する報奨である場合、かかる報奨は最低権利確定要件に服することを条件とする。

7. 付与対象者の役務提供契約

委員会はその裁量において、報奨を付与される各付与対象者に対して、かかる付与対象者の報奨契約を履行し、かかる付与対象者が付与日から少なくとも1年間、当社又はその子会社に雇用を継続される、又は非従業員の取締役又は上級取締役として残留する旨に合意することを求めることができる。付与対象者の雇用の期間又は非従業員取締役若しくは上級取締役としての役務の期間に関する当社又はその子会社のいかなる義務も、本プランの条件、本プランに基づく報奨の付与又は報奨契約に黙示されていないものとする。当社及びその子会社は、適用日以前に存在したものと同等の、付与対象者の雇用を終了する権利を留保する。

8. 譲渡禁止

本プランに基づき付与された各報奨(制限株式を除く)は、遺言又は相続及び分配法によるものを除き、譲渡又は譲受不可能とする。ただし、付与対象者は、委員会が設けた規則に記載される方法において、(a)付与対象者の死亡後その報奨を行使する受益者を書面で指名すること、(b)付与対象者が財産譲渡者及び受託者の両方である取消可能な生存者信託に、ストックオプション(インセンティブ・ストックオプションを除く。)、株式評価益権又はその他の株式に基づく報奨を譲渡すること、及び(c)規則に従って委員会が許容する場合、以下の許容譲受人に無償で報奨(制限株式又はインセンティブ・ストックオプションを除く。)を譲渡することができる。

(i) 報奨が付与された付与対象者の近親者

() 付与対象者の近親者が受益対象となる信託

() パートナーが付与対象者の近親者であるパートナーシップ

() ロナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティ又はロナルド・マクドナルド・ハウス

さらに、ただし(A)譲受人はかかる譲渡前にかかる報奨に適用される諸条件の全てに服していることを条件とし、(B)かかる譲渡は、第4章(c)(xi)に従い委員会が規定した諸規則に服し、且つこれに従ってなされるものとし、また(C)本プラン又は譲渡規則に別途明白に規定される場合を除き、許容譲受人は本プランに基づく付与対象者の全ての権利及び義務を有するものとし、また付与対象者は譲渡した報奨に関するいかなる権利も保持しなくなるものとする。さらに、報奨の行使により生じる税金の支払は、付与対象者の義務とし、報奨が第12章に基づき行使可能な期間は、付与対象者の雇用の終了の時期と性質によって変わる。上記の規定に関らず、委員会は随時、その唯一の裁量において、許容譲受人として追加の個人、人又は集団を指定でき、委員会がふさわしいと判断するその他の譲渡を許容することができる。

制限株式の各株は、同株式が失権不能となるまで譲渡不能とする。

9. 行使

(a) ストックオプションの行使 第4章(c)(vii)、12、13及び21並びに委員会が課し得る諸条件に服することを条件として、各ストックオプションは、委員会が決定した内容及び時期において行使可能とする。ただし、委員会が別途決定しない限り、各ストックオプションは同ストックオプションの付与日の第1応当日より早くない日より一括又は複数分割の回数において行使可能とする。

各ストックオプションは、かかるストックオプションの対象となる株式の規定数を購入する以降通知の引渡により行使されるものとする。かかる通知は、当社が定め、当社の要件に見合った方式でなされるものとする。ストックオプションが行使される対象となる株式又は制限株式のオプション価格は、行使時に全額支払われる。支払は、付与対象者の選択において、以下のうちいずれか、又は以下うちいずれかの組み合わせによりなされ得る。

(i) 現金

() 委員会による別段の決定がある場合を除き、付与対象者が保有する、行使時点において公正市場価額の値を有する株式

() 委員会の承認のある場合、付与対象者が保有する、行使時点において公正市場価額の値を各々有する制限株式

() 委員会が別途決定しない限り、連邦準備制度理事会のレギュレーションTに許容されるとおり、行使により取得される株式の仲介業者を通じた同時売却を通じて

株式又は制限株式がオプション価格の支払のために使用される場合、かかる株式又は制限株式は、委員会が別途決定しない限り、ストックオプションの行使日前の6ヶ月間付与対象者によって保有されていなければならない。かかる支払は、実際の引渡又は証明によってなされ得る。

制限株式がストックオプションの対象となる株式に対するオプション価格の支払のために使用される場合(以下「支払に提供された制限株式」という。)、委員会は次の2つの規則のうちどちらが適用されるかを明記するものとする。

(i) スtockオプションの行使により取得される全ての株式は、ストックオプションの行使日に決定される、支払に提供された制限株式と同一の制限事項に服するものとする。

() 支払に提供された制限株式の株式数と同一のストックオプションの行使により取得される株式数は、ストックオプションの行使日に決定される、支払に提供された制限株式と同一の制限事項に服するものとする。

(b) 株式評価益権の行使 第4章(c)(vii)、12、13及び21並びに委員会が課し得る諸条件に従うことを条件として、各株式評価益権は、委員会が決定する内容と時期において行使可能となるものとする。ただし、委員会が別途決定しない限り、各株式評価益権は、同一視されたストックオプションがある場合はこれが行使され得る程度において、又は同一視される制限株式がある場合はこれが失権不能となった程度において、かかる株式評価益権の付与日の第一応当日以後に行使可能とする。株式評価益権は、規定数の株式評価益権を行使するとの書面での意向通知を当社に引渡すことにより行使されるものとする。適用される報奨契約で別途規定されない限り、ストックオプション又は制限株式の対象となる株式と同一視される株式評価益権の行使は、その結果としてかかる行使がなされた場合、かかるストックオプション又は制限株式の取消又は失権につながるものとする。

株式評価益権が行使される各株式の利益は、以下に相当する額とする。

(i)かかる行使日における株式の公正市場価額から

()以下を減じた額に相当する。

(A) ストックオプションの対象株式と同一視される株式評価益権については、かかるストックオプションのオプション価格(ただし、委員会が株式評価益権の付与においてより高い金額を明記している場合はこの限りでない。)

(B) その他の株式評価益権については、かかる株式評価益権の付与日現在の当社株式の公正市場価額(ただし、委員会が株式評価益権の付与においてより高い金額を明記している場合はこの限りでない。)ただし、委員会は、その裁量において、株式評価益権の利益は、委員会が定める付与日における当社株式の公正市場価額における割合を超過しないものとする旨を規定することができる。

株式評価益権の行使による利益は現金で支払われるものとする。ただし、委員会がその裁量において、特定の行使に関し、その利益の一部又は全部において株式での支払が可能である旨を報奨契約において規定することができる。

(c) 行使時期 本書にこれと異なる定めがあっても、ストックオプション又は株式評価益権が本プラン(本書の第12条を含むがそれに限定されない)の条項に基づいて行使可能となる最終日が営業日ではない場合、かかるストックオプション又は株式評価益権が行使可能である最終日は、当該日直前の最終営業日とする。

10. 内国歳入法セクション83(b)に基づく通知

委員会は、付与日又はそれより後の日において、付与対象者が以下に記載される選択を行うのを禁じることができる。委員会がかかる付与対象者にかかる選択を禁じた場合、また付与対象者が、ストックオプションの行使又は制限株式の付与に関して、内国歳入法セクション83(b)に従って許容される選択(すなわち、内国歳入法セクション83(b)に規定される金額を譲渡年に付与対象者の総所得に含めるという選択)をなすものとする場合、かかる付与対象者は当社に対して、内国歳入法セクション83(b)の権限に基づき発表されるレギュレーションに従って要求される書類提出及び通知の要件に服することに加え、米国内国歳入庁への選択通知提出から10日以内にかかる選択について通知するものとする。

11. 源泉徴収税

(a) 本プランに基づき、現金又は株式が報奨の行使又は支払いにおいて引渡される時、又は制限株式が失権不能となる時、又は報奨に関して付与対象者への課税が発生するその他事項が生じる時は、常に、当社は(i)付与対象者が当該報奨に関連する全ての米国の連邦、州及び地方の源泉徴収税の要求を満たすのに十分な額を送金すること、()別途付与対象者に起因する報酬から、又は本プランに基づき付与対象者に起因する株式からの合計額の源泉徴収、()委員会により適宜規定されるその他の方法、又は()上記(i)() ()の組み合わせを求める資格を有するものとする。ただし、いかなる金額も、本プランに従って付与対象者が譲渡した報奨に関連する現金支払額又は株式から源泉徴収されないものとし、かかる現金のかかる許容譲受人に対する支払又は引渡は、いかなる場合も本プランに記載される付与対象者の送金義務を条件とする。付与対象者は、付与対象者が所有する送金時の公正市場価額の値がついた株式の形態においてかかる金額を送金することを許容されるものとする。

- (b) 本プランに基づき付与されたインセンティブ・ストックオプションにより取得される株式に関して(内国歳入法セクション421(b)に定義される)非適格処分がなされる場合、又は第10章に基づく選択がなされる場合、かかる非適格処分又は選出を行う個人は、当社に対して、かかる処分又は選出により生じた全ての米国連邦、州及び地方の源泉徴収税を充足するのに十分な金額を送金するものとする。ただし、前述に代わり、又は前述に加え、当社は別途付与対象者に帰する報酬又は本プランに基づき付与対象者に帰する株式からかかる税の合計額を徴収する権利を有するものとする。
- (c) 上記に関らず、いかなる場合も本プランに基づき付与対象者に起因する株式による源泉徴収又は送金額は、適用法により求められる最低額を上回るものとする。

12. 雇用の終了

- (a) 事由によるもの 付与対象者が事由により雇用の終了をする場合、
- (i) 失権可能な付与対象者の制限株式は、かかる雇用の終了により失権する。ただし付与対象者に対する一定金額の返済に関して第6条(d)()の規定に従うことを条件とする。
- () 未行使のストックオプション又は株式評価益権は、かかる事由による雇用の終了後すみやかに終了するものとする。
- () 以前に権利確定されていないその他報奨は、かかる雇用の終了により失権するものとする。ただし、付与対象者が(委員会又はその委任を受けた者の唯一且つ絶対的裁量において決定される)方針違反のみの事由による雇用終了となった場合、第12条(b)(第12条(a)の規定を除く)の規定が適用されるものとする。
- (b) 方針違反によるもの 付与対象者が(委員会又はその委任を受けた者の唯一且つ絶対的裁量において決定される)方針違反のみの事由による雇用終了となった場合、
- (i) 付与対象者への特定金額の払い戻しに関し、付与対象者の失権しうる制限株式は、第6条(d)(iv)の規定に従い、その後失権するものとする。
- () 未行使のストック・オプション又は株式評価益権は、付与対象者の雇用終了日に行使される場合において、第8条に基づき付与又は譲渡された報奨の全部又は一部において、付与対象者の雇用終了後90日以内に、付与対象者又は許容譲受人により行使されることができものとする。
- () 以前に権利確定していないその他の報奨は、かかる雇用の終了により失権するものとする。
- (c) 死亡又は障害によるもの 付与対象者が付与対象者の死亡又は障害を理由に雇用の終了をする場合、
- (i) 役務により権利確定する報奨であり、失権可能であった付与対象者の制限株式は、かかる雇用の終了により失権不能となるものとする。
- () かかる雇用の終了日に行使可能か否かにかかわらず、未行使のストックオプション又は株式評価益権(制限株式と同一視される株式評価益権を除く。)は、その全部又は一部が、かかる雇用の終了後3年以内に(又はより早期の場合は付与日の15回目の応当日までに)、付与対象者によって、又は付与対象者の死亡後については、(A)同対象者の遺産管理人又はストックオプション又は株式評価益権が遺言又は適用される相続及び分配法により譲渡される者、(B)第8章に従って指名される付与対象者の受益者、(C)第8章(b)に記載される信託のその時点での管財人代理、又は(D)第8章に従って譲受又は譲渡される報奨の許容譲受人によって、行使が可能である。
- () その他の付与対象者が保有する報奨は、適用される報奨契約の規定どおりに取り扱われるものとする。

- (d) 離職によるもの (i) 20年以上の関係役務を行い60歳以後に離職することによる、付与対象者の雇用の終了の場合、その時点で行使可能な、又は付与対象者がかかる離職から3年間当社又は子会社により雇用継続されていたならばかかる離職から3年以内に行使可能であったであろう未行使のストックオプション又は株式評価益権(制限株式と同一視される株式評価益権を除く。)は、その全部又は一部が、付与対象者によって、又は第8章に従って譲受又は譲渡された報奨の譲受人によって、付与対象者の離職から3年以内か付与日の15回目の応当日までかいずれか早期の時期まで、行使が可能である。
- () 年齢と関係役務年数の合計が70又はこれを上回る付与対象者の離職による雇用の終了の場合、その時点で行使可能な、又は付与対象者がかかる離職から3年間当社又は子会社により雇用継続されていたならばかかる離職から3年以内に行使可能であったであろう未行使のストックオプション又は株式評価益権(制限株式と同一視される株式評価益権を除く。)は、その全部又は一部が、付与対象者によって、又は第8章に従って譲受又は譲渡された報奨の許容譲受人によって、付与対象者の離職から3年以内か当該報奨の規定期間の終わりまでかいずれか早期の時期まで、行使が可能である。ただし、委員会又はその委任を受けた者が決定する場合又はその程度において、付与対象者は前述の取扱いを受けるために、(A)イリノイ州オークブロックの給付及び報酬部門の担当官に付与対象者の離職の意向を6ヶ月以上以前に書面通知すること、(B)(委員会又はその委任を受けた者が合理的に許容する形式において)当社に対して競合忌避契約を締結、提出すること、及び/又は(C)2008年2月13日以降に付与された報奨に限り、委員会又はその委任を受けた者により指定された形式において、当社に対し、請求権の放棄を締結及び提出することを求められるものとする。第12条(d)(ii)に規定されたストックオプション又は株式評価益権の行使の延長により、付与対象者のストックオプション又は株式評価益権の行使可能時期が付与日(又は報奨の本来の満了日が先の場合は、本来の満了日)の第10応当日以降となった場合、通知、競合忌避契約の締結及び提出並びに(2008年2月13日以降に付与された報奨の場合のみ)請求権の放棄の締結及び提出の要求は必須であり、委員会の裁量にはよらないものとする。付与対象者が、かかる競合忌避契約の締結及び提出を求められ、且つその後同契約の規定に違反した場合、全ての未行使のストックオプション及び株式評価益権(制限株式と同一視される株式評価益権を除く。)は、即時終了し行使可能でなくなる。
- () 離職により雇用の終了をする付与対象者が保有する、役務により権利確定する報奨である制限株式(及びそれと同一視される株式評価益権)の失権不能性と行使可能性は、第12章(f)に基づき決定されるものとし、その他の付与対象者が保有する報奨は、適用される報奨契約に定めるとおり取り扱われるものとする。
- (e) 60歳以降の雇用の終了によるもの 付与対象者が60歳を過ぎて雇用の終了をする場合(事由による又は死亡、障害又は離職による雇用の終了を除く。)かかる雇用の終了日の時点で行使可能な未行使のストックオプション又は株式評価益権(制限株式と同一視される株式評価益権を除く。)は、その全部又は一部が、付与対象者によって、又は第8章に従って譲受又は譲渡された報奨の許容譲受人によって、付与対象者の雇用の終了から1年以内か付与日の15回目の応当日までかいずれか早期の時期まで、行使が可能である。役務により権利確定する報奨である制限株式(及びそれと同一視される株式評価益権)の失権不能性と行使可能性は、第12章(f)に基づき決定されるものとし、その他の付与対象者が保有する報奨は、適用される報奨契約に定めるとおり取り扱われるものとする。

- (f) 特殊状況；関係解消 (i) 付与対象者が特殊状況により雇用の終了をする場合、付与対象者又は第8章に従って譲受又は譲渡された報奨の許容譲受人は、未行使のストックオプション及び株式評価益権(制限株式と同一視される株式評価益権を除く。)を行使するための期間延長と、関係役務(事由によるものでない雇用の終了の場合)又は当社役務(その他の特殊状況における場合)の年数と年齢を以下のルールにより組み合わせることで、かかるストックオプション及び株式評価益権の権利確定繰上を受けるものとする。

年齢及び当社役務又は関係役務の合計 追加の権利確定と行使期間

70年間以上	3年
60 - 69年間	2年
50 - 59年間	1年

ただし、委員会又はその委任を受けた者は、事由によるものでない雇用の終了の場合、付与対象者が、前述の取扱いを受けるために(委員会又はその委任を受けた者が合理的に許容する形式において)当社に対して競合忌避契約を締結、提出することを求めることができる。(第12条(f)に規定されたストックオプション又は株式評価益権の行使時期の延長により、付与対象者のストックオプション又は株式評価益権の行使可能時期が付与日(又は報奨の本来の満了日が先の場合は、本来の満了日)の第10応当日以降となった場合は、上記を求めるものとする。)さらに、2008年2月13日以降付与された報奨に関して、事由によるものでない雇用の終了の場合、委員会は、上記の取扱いを受けるため、付与対象者に、委員会又はその委任を受けた者により指定された形式において当社に対して請求権の放棄を締結及び提出することを求めるものとする。さらに、いかなる場合もストックオプション又は株式評価益権は、付与日の第15応当日以後に行行使することはできない。付与対象者がかかる競合忌避契約を締結、提出することを求められ、それを実際に行い、その後当該契約の規定に違反した場合、全ての未行使のストックオプション及び株式評価益権制限株式と同一視される株式評価益権を除く。)は即時終了し行使不能となる。

- () 付与対象者が関係解消による雇用の終了をする場合、本第12章(f)(ii)及び第12章(f)(iii)の規定(また本第12章のその他の規定は別途適用されない。)は、かかる付与対象者の報奨に対する影響を判断するものとする。かかる場合、付与対象者又は第8章に従って譲受又は譲渡された報奨の許容譲受人は、付与対象者の雇用の終了の直前に未行使且つ権利確定済であったストックオプション又は株式評価益権(制限株式と同一視される株式評価益権を除く。)を、付与対象者の雇用の終了日から1年間行使することを許容される。ただし、2008年2月13日以降付与された報奨に関して、委員会は、上記の取扱いを受けるため、付与対象者に、委員会又はその委任を受けた者により指定された形式において当社に対して請求権の放棄を締結及び提出することを求めるものとする。
- () さらに、付与対象者が特殊状況又は関係解消による雇用の終了をする場合、付与対象者が保有する、役務により権利確定する報奨である制限株式(及びそれと同一視される株式評価益権)の失権不能性及び行使可能性は、第12章(f)(i)に従って決定され、その他の付与対象者が保有する報奨は適用される報奨契約に定めるとおりに取り扱われるものとする。
- (g) その他の理由 付与対象者が本第12章に定める理由以外の理由で雇用の終了をする場合、
- (i) 付与対象者の制限株式(及びそれと同一視される株式評価益権)は、付与対象者の雇用の終了日に失権可能な場合は、かかる雇用の終了日に失権するものとする。

- ()付与対象者の雇用の終了日時点で行使可能な、未行使のストックオプション又は株式評価益権(制限株式と同一視される株式評価益権を除く。)は、その一部又は全部が、付与対象者又は第8章に従って譲受又は譲渡された報奨の許容譲受人によって、付与対象者の雇用の終了から90日以内に行使され得る。ただし、いかなる場合もストックオプション又は株式評価益権を適用される付与日の第15応当日以後に行使することはできない。
- ()以前に権利確定していないその他の報奨はかかる雇用の終了により失権するものとする。
- (h) ルールの選択 特定の付与対象者の雇用の終了が、上述のルールの1つ以上に該当している場合、第12章(f)()で具体的に定める場合を除き、付与対象者が保有する各報奨については、付与対象者に最も好条件な適用ルールが適用されるものとする。ただし、事由により雇用の終了する場合は、委員会又はその委任を受けた者は、適用される付与対象者が第12条(b)に定められた取り扱いの資格を有するか否かについて決定する唯一且つ絶対的裁量を有するものとする。
- (i) 委員会の裁量 上記に関らず、委員会は、特定の報奨に対する雇用の終了又は取締役職の終了の影響が、(i)当該報奨の付与に関して、又は(ii)付与後、変更が付与対象者にとって有利である場合、上述の内容と異なるとの決定を下すことができる。ただし、委員会は、(x)付与日後、未行使のストック・オプション又は株式評価益権の行使時期を付与日(又は報奨の本来の満了日が先の場合は、本来の満了日)の第10応当日以降に延長する、又は(y)内国歳入法第409A条に基づき税金の支払い義務が生じる報奨の条件を与える権限を有しないものとする。

13. 取締役職の終了

- (a) 事由によるもの 事由による取締役職の終了が発生した場合、未行使のストックオプションその他報奨はこれにより終了する。
- (b) 離職 離職による取締役職の終了が発生した場合、未行使のストックオプション又は株式評価益権(制限株式と同一視される株式評価益権を除く。)は、離職日時点で行使可能であるか否かに関らず、その一部又は全部が、付与対象者の離職から3年、又は規定契約期間の終わりのいずれか早期まで行使可能となる。その他の未行使の報奨は権利確定され付与対象者に支払われる。
- (c) 死亡又は障害 付与対象者の死亡又は障害による取締役職の終了が発生した場合、未行使のストックオプション又は株式評価益権(制限株式と同一視される株式評価益権を除く。)は、かかる取締役職の終了日時点で行使可能であるか否かに関らず、付与対象者若しくは許容譲受人又は付与対象者の死亡後は同対象者の遺産管理人により、その一部又は全部が、かかる取締役職の終了から3年又は付与日の第15応当日のいずれか早期まで行使可能となる。その他の未行使の報奨は、権利確定され、付与対象者、許容譲受人又は付与対象者の死亡後については付与対象者の遺産管理人に支払われる。
- (d) その他の終了事由 事由によるもの(第13章(a)に記載される。)又は付与対象者の死亡、障害又は離職以外の理由により取締役職の終了がなされた場合、未行使のストックオプション又は株式評価益権(制限株式と同一視される株式評価益権を除く。)は、取締役職の終了日時点において行使可能な場合、その一部又は全部が、かかる取締役職の終了から1年又は規定期間の終了日のいずれか早期の期日まで行使可能となる。取締役職の終了日に権利未確定のその他の報奨は、失権し、償却されるものとする。

14. 海外子会社のエクイティ・インセンティブ・プラン

委員会は、報奨を付与するためのプランを採択又は、海外子会社に対し採択することを認可することができる(以下「フォーリン・エクイティ・インセンティブ・プラン」という。)。フォーリン・エクイティ・インセンティブ・プランに基づき付与された全ての報奨は、本プランに基づく付与として取り扱われる。かかるフォーリン・エクイティ・インセンティブ・プランは、委員会が許容する、本プランの規定と合致しない諸条件を有するものとする。

15. 証券法上の問題

- (a) 委員会が1933年証券法(その後の改訂を含む。)、並びに同法に基づく諸規則及び規定に従うことが必要とみなす場合、委員会は、付与対象者による書面での投資計画表明を求め、また制限についての説明文が株券に添付されることを求める場合がある。
- (b) 当社の法律顧問の意見書に基づいて、委員会が、報奨の行使若しくは失権不能、又は報奨に基づく利益の引渡が、(i)米国連邦、州又は現地の証券法、又は(ii)当社の持分証券が上場されている国内の証券取引所の上場要件の適用規定に違反すると判断した場合、場合によっては、かかる行使、失権不能化又は引渡がこうした法律又は要件に違反しなくなった日以後30日以内において、委員会はかかる行使、失権不能化又は引渡を延期することができる。ただし、当社はかかる行使、失権不能化又は引渡が実務上可能な限り早期の日時にかかる規定の全てを充足するよう最善の努力をなすものとする。

16. 資金拠出

本プランに基づき支払われるいかなる者に対する利益も、当社により直接支払われるものとする。当社は本プランに基づく利益に対する資金拠出、又はその支払に別途分離資産を使用することを求められるものではない。

17. 雇用権の不存在

本プランの策定又は報奨の付与は、(a)付与対象者に対し、当社若しくはその子会社による雇用を継続させる権利、又は本プランに具体的に規定されていない利益に対する権利を付与するものである、又は(b)何らかの方法において、当社若しくはその子会社の従業員給付制度を変更、修正又は終了する当社若しくはその子会社の権利を変更するものであると解釈されるものではない。

18. 株主としての権利

付与対象者は、(制限株式を除く)報奨を理由に、報奨の行使又は支払により引渡され得る株式に関し、かかる株式が実際に同対象者の元に引渡されるまで当社の株主としての権利を有さないものとする。付与対象者又は当社の秘書役が第三者預託で保有する制限株式は、本プランに別途規定される場合を除き、付与対象者に対し、当社の株主としての全ての権利を授与するものとする。委員会は、その裁量において、制限株式の付与時に、制限株式に関する現金配当の支払の繰延べを許容又は要求することができ、また委員会が決定した場合には、株式が第3章に基づき利用可能な場合は追加の制限株式における再投資、又は別の方法での再投資を許容又は要求することができる。株式配当、その他の非現金配当及び分配、並びに制限株式に関して発行された繰延現金配当は、追加の制限株式として取り扱われ、かかる配当が発行された株式に適用されるものと同一の制限及びその他諸条件に服するものとする。委員会は、その裁量において、繰延現金配当に対する貸付及び同配当に関する利息支払額を提供することができる。

19. 支払の種類

本プランに基づく株式にかかる付与、現金支払又は引渡は、付与対象者に対する特別インセンティブ支払金を構成するものであり、(a)当社又はその子会社の年金、離職、利益共有、ボーナス、生命保険又はその他の従業員給付制度、又は(b)当社又はその子会社と、相手方として付与対象者の間に締結された契約に基づく(ただしかかる制度又は契約が別途明白に規定する場合を除く。)、年金、離職、死亡又はその他の給付金を決定するための付与対象者の給与又は報酬額を算定するにあたって考慮されるものではないものとする。

20. 決定の不均一

本プランに基づく委員会又は取締役会の決定は、いずれも均一である必要はなく、委員会又は取締役会によって、報奨を受領する又は報奨を受領する資格を有する個人のうちで、選択的になされ得る(かかる個人らが同一状況にあるか否かに関らない。)。前文の一般性を限定することなく、委員会はなかならず、(a)付与対象者の属性、(b)報奨の諸条件及び規定、及び(c)第12章に基づく雇用の終了についての取扱いに関し、不均一旦つ選択的な決定を行い、不均一旦つ選択的な報奨契約を締結する権利を有するものとする。

21. 支配権の変更に関する規定

本プランの相反するいかなるその他の規定に拘らず、本第21章の規定は、(適用される報奨契約に示されるとおり)報奨の付与に関して委員会が別途決定しない限り、支配権の変更において適用されるものとする。

- (a) 支配権の変更時において、その時点で発行済の全てのストックオプション及び株式評価益権は完全に権利確定し且つ行使可能となるものとし、その他全てのその時点で発行済の報奨で役務により権利確定する報奨は、完全に権利確定し制限事項も有さないものとする。ただし、第21章(b)の要件を満たす別の報奨(以下「代替報奨」という。)が第22章に従って付与対象者に適用され当該報奨(以下「被代替報奨」という。)に取って代わる場合を除く。その他の報奨の取扱いは、適用される報奨契約に示されるとおり、その付与に関し、委員会が決定するとおりとする。
- (b) 報奨は、以下の場合において、本第21章(b)の条件を満たす(よって代替報奨としての資格を有する)ものとする。
 - (i) 被代替報奨と同じ種類の報奨である。

- ()被代替報奨の価値と同等かそれ以上の価値を有する。
- ()当社若しくは支配権の変更における当社の承継者、又は支配権の変更後当社又はその承継者と関連のある別の事業体の公開持分証券に関連する報奨である。
- ()報奨の諸条件が以下第23章(c)の要件を充足している。
- ()その後の支配権の変更に適用される規定を含め、当該報奨のその他の諸条件が、被代替報奨の諸条件よりも付与対象者にとって不利なものでないこと。

前述の一般性を限定することなく、代替報奨は、前述の要件が充足する場合は、被代替報奨の継続という形をとることができる。本第21章(b)の条件が充足しているか否かの決定は、支配権の変更直前に構成されている委員会が、その唯一の裁量において行う。前文の一般性を限定することなく、委員会は、本源的価値法又は公正価値法により、ストックオプションの報奨又は代替報奨の価値を決定することができる。

- (c) かかる支配権の変更に関連して、又はかかる支配権の変更から2年の間に生じた、事由によるもの以外の雇用の終了又は取締役職の終了により、(i)付与対象者が保有する全ての代替報奨は完全に権利確定し、且つ(該当する場合は)行使可能となりいかなる制限事項も有さないものとし、また(ii)付与対象者が支配権の変更日時時点で保有していた、又は代替報奨を構成する、雇用の終了若しくは取締役職の終了直前に付与対象者が保有していた全てのストックオプション及び株式評価益権は、かかる終了から少なくとも2年間又はかかるストックオプションの規定期間満了時のいずれか早期に到来する期日まで行使可能であり続けるものとする(ただし、第12章又は適用される報奨契約がより長期の行使可能期間を規定している場合は、かかる規定に従うものとする。)。

22. 調整

委員会はその裁量において、以下の目的において、以下の適当且つ公正であるとみなす調整(もしあれば)を行うものとする(以下に定義される)会社取引の場合は、行うことができる。)。

- (a) 第2章(x)及び第3章に基づき課される制限事項において言及される種々の株式の数
- (b) 発行済報奨がその対象範囲とする株式の数
- (c) 発行済ストックオプションのオプション価格
- (d) 発行済株式評価益権の行使により支払われる利益の額を決定するために使用される株式の公正市場価額
- (e) 委員会が適当且つ公正であると判断する発行済報奨に対するその他の修正

上記の調整の目的は、株式配当、株式分割、株式併合、株式結合、増資、若しくは当社の資本構造に影響を及ぼすその他の事項(以下、各々「株式変動」という。)又は吸収、合併、株式又は資産の取得、離脱、スピンオフ、再編成、株主割当、清算、その他の現金又は資産の配賦(特別現金配当を含む。)、子会社との関係解消又は当社の若しくは当社による類似の事項(株主変動を除き本文に記載される各事項を、「会社取引」という。)を反映することである。

かかる調整には、(i)当該報奨の価値と同等の合計対価を有する現金、資産又はそれらの組み合わせと交換になされる発行済報奨の消却、(ii)本プランに基づき利用可能な株式及び/又は発行済報奨の対象となる株式の、その他資産との代替(かかるその他資産には、その他有価証券及びかかる代替に合意する当社以外の事業体の有価証券を含むがこれらに限定されない。)、並びに(iii)子会社との関係解消に関して、当該子会社に雇用される付与対象者が保有する報奨の、当該子会社又は関係解消後当該子会社を支配する事業体による引受又は新規報奨との差替えの手配、を含む場合があるがこれらに限定されない。

23. 適格パフォーマンス報奨

- (a) 本プランの規定は、行使時に(内国歳入法セクション162(m)(3)の意味の範囲において)「対象従業員」である、又はその可能性のある付与者に対して本プランに基づき付与される全てのストックオプション及び株式評価益権が内国歳入法セクション162(m)の例外規定の資格を有し、よって、かかる報奨の全てが適格パフォーマンス報酬とみなされるものとし、また本プランはその意図に則して解釈、運営されるものとする。前文に言及される規定は、第3章(b)に記載される付与対象者に対するかかる報奨の総額、委員会は内国歳入法セクション162(m)の例外規定の目的上「社外取締役」であるための要件を充足するとの第4章(a)の要件、適格パフォーマンス報奨に関する委員会の裁量の制限、並びにストックオプションのオプション価格と株式評価益権の価額を決定するための基準価格は付与日現在の当社株式の公正市場価額を下回らないものとするとの第6章(b)及び第6章(e)の要件(この要件は適格パフォーマンス目標を公正する。)を含むがこれに限定されない。
- (b) 委員会は、報奨(ストックオプション又は株式評価益権を除く。)を、各ケースにおいて、(i)付与対象者がかかる報奨に関して、内国歳入法セクション162(m)(3)の意味の範囲において)「対象従業員」である、又はその可能性がある、並びに(ii)委員会はかかる報奨を内国歳入法セクション162(m)の資格を有することを望むとの決定に基づいて、その付与にあたって適格パフォーマンス報奨の指定をなすことができる。
- (c) 各適格パフォーマンス報奨(ストックオプション又は株式評価益権を除く。)は、1つ以上の適格パフォーマンス目標の達成によって、委員会が適当と判断する継続雇用などのその他の条件が充足された場合、利益授与、権利確定又は支払がなされるものとする。ただし、(i)委員会は、かかる報奨の付与に関して又はその後の修正に関して、かかるパフォーマンス目標の達成は、付与対象者の死亡又は障害により権利放棄される旨を規定することができ、且つ(ii)第21章の規定は本文に拘らず適用されるものとする。
- (d) 適格パフォーマンス目標は、絶対目標又は当社に匹敵する1つ以上の他の企業又は複数企業を対象とする指標のパフォーマンスに対する相対目標の形態をとることができる。適格パフォーマンス目標を設定するにあたって、委員会は、各々が米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき定義される用語としての、事業再編費、非継続事業、特別項目、会計方針の変更による累積的影響額、資産減損及び為替変動影響額及びその他の経常又は非経常項目の影響を除外するものとし、また各場合において、かかる除外項目は、当社の財務書類、当社の財務書類の注記及び/又は当社の財務書類中の経営陣による論考と分析への言及により客観的に決定可能である旨を記載することができる。

- (e) 第23章(d)に明確に規定される場合を除き、適格パフォーマンス報奨は、適用される適格パフォーマンス目標の達成を放棄する、又は報奨に基づき支払われる金額又はその価額を増額させるように、又は別途適格パフォーマンス報奨が内国歳入法セクション162(m)の例外規定の資格を失うように、修正されることはできず、また委員会は、本プランに基づく適格パフォーマンス報奨につき本プランに基づき委員会が別途有し得る裁量権を行使することはできない。

24. 本プランの修正

取締役会は本プラン又は報奨を、その裁量において随時修正することができ、また委員会は随時その裁量において、当社株主の承認なくして報奨を修正することができる。ただし、(i)当社の持分証券が上場されている国内証券取引所の上場要件に基づき要求される場合、及び(ii)オプションのオプション価格又は株式評価益権の行使価格の引下げにつながる修正の場合はこの限りでない。かかる修正は、付与対象者の同意なしには以前に付与された報奨に対して悪影響を及ぼさないものとする。ただし、(x)適用法、証券取引所規則又は会計規則を順守するために行われた修正の場合、及び(y)かかる報奨の価値を著しく下げるものではない修正の場合は、この限りとしない。さらに、かかる修正については、適格パフォーマンス報奨が内国歳入法セクション162(m)の資格を失うような修正を行うことはできない。

25. 本プランの終了

本プランは適用日の第10応当日又は取締役会が決定するより早期の日に終了するものとする。本プランの一部又は全部の終了は、本プランに基づきその時点で発行済であった報奨に影響を与えるものではない。

26. 非合法取引の禁止

本プラン及び本プランに従って付与された全ての報奨は、かかるプラン及び報奨に適用され得る全ての政府機関の諸規則及び法に服することが条件とされ、本プラン及び報奨の規定に拘らず、報奨の行使、又はそれによる利益の受領に関し、また当社の付与対象者に対する株式の引渡又は利益の支払義務に関し、かかる行使、引渡、利益の受領又は支払が、付与対象者又は当社による当該法又は規則の条項に違反している場合、付与対象者は、かかる報奨の行使又はそれによる利益の受領についての資格を有さないものとし、また当社は付与対象者に対する株式の引渡又は利益の支払義務を有さないものとする。

27. 準拠法

法の選択に関する法を除き、本プランに関する全ての事項はイリノイ州法に準拠するものとする。

28. 可分性

本プランの全部又は一部が裁判所又は政府機関により非合法又は無効であると宣言された場合、かかる非合法性又は無効性は、非合法又は無効であるとの宣言がなされていない本プランのその他の部分を無効とするものではない。非合法又は無効であると宣言されたセクション又はセクションの一部は、可能な場合、最大限可能な程度においてまで、かかるセクション又はセクションの一部の規定を合法性及び有効性を保つよう実施する方法において解釈されるものとする。

29. 第409A条

本プランの条項により内国歳入法第409A条に基づき税金の支払い義務が生じる範囲において、かかる条項は有効とならないものとする。第29条又は内国歳入法第409A条を参照した本プランのその他の条項に基づいたいかなる行為又は不履行についても、委員会、取締役会又は当社が請求、債務又は費用の負担対象とならず、委員会、取締役会又は当社のいずれも補償の義務を負わず、内国歳入法第409A条に基づく税金の支払い義務から付与対象者を保護する義務を負わないものとする。

マクドナルド・コーポレーション

修正版2001年オムニバス・ストック・オーナーシップ・プランの修正(第1回)(2008年7月1日後発効)

マクドナルド・コーポレーションの修正版2001年オムニバス・ストック・オーナーシッププランは、2009年2月11日付で、以下のとおり修正される。

本プラン第21章は以下のとおり修正される。

21. 支配権の変更にに関する規定

本プランの相反するいかなるその他の規定に拘らず、本第21章の規定は、(適用される報奨契約に示されるとおり)報奨の付与に関して委員会が別途決定しない限り、支配権の変更において適用されるものとする。

a. 支配権の変更時において、その時点で発行済の各ストックオプション及び株式評価益権、並びにその他、その時点で発行済の報奨で役務により権利確定する各報奨(それぞれを以下において、「被代替報奨」という。)は、第21章(b)の要件を満たす別の報奨(以下「代替報奨」という。)に取って代わられる。但し、(i)第21章(b)の要件を満たす代替報奨の発行ができない場合(例えば、公的に取引される有価証券がなく、そのため、第21章(b)の第1文の(iii)に記載されている要件を満たすことができない場合)、又は、(ii)支配権の変更に先立ち、当該委員会がかかる決定を行った場合、支配権変更時、各被代替報酬は全て権利が確定し、制約なく行使可能となるものとする。被代替報奨ではない報奨(例えば、役務により権利確定する報奨ではないストックオプション及び株式評価益権以外の報奨)の取扱については、かかる報奨の付与に関連し当該報奨の契約に示されている通り、委員会がこれを決定するものとする。

b. 報奨は、以下の場合において、本第21章(b)の条件を満たす(よって代替報奨としての資格を有する)ものとする。

- (i)被代替報奨と同じ種類の報奨である。
- ()被代替報奨の価値と同等かそれ以上の価値を有する。
- ()当社若しくは支配権の変更における当社の承継者、又は支配権の変更後当社又はその承継者と関連のある別の事業体の公開持分証券に関連する報奨である。
- ()報奨の諸条件が以下第21章(c)の要件を充足している。
- ()その後の支配権の変更に適用される規定を含め、当該報奨のその他の諸条件が、被代替報奨の諸条件よりも付与対象者にとって不利なものでないこと。

前述の一般性を限定することなく、代替報奨は、前述の要件が充足する場合は、被代替報奨の継続という形をとることができる。本第21章(b)の条件が充足しているか否かの決定は、支配権の変更直前に構成されている委員会が、その単独裁量権において行う。前文の一般性を限定することなく、委員会は、本源的価値法又は公正価値法により、ストックオプションの報奨又は代替報奨の価値を決定することができる。

c. かかる支配権の変更に関連して、又はかかる支配権の変更から2年の間に生じた、事由によるもの以外の雇用の終了又は取締役職の終了により、(i)付与対象者が保有する全ての代替報奨は完全に権利確定し、且つ(該当する場合は)行使可能となりいかなる制限事項も有さないものとし、また(ii)付与対象者が支配権の変更日時時点で保有していた、又は代替報奨を構成する、雇用の終了若しくは取締役職の終了直前に付与対象者が保有していた全てのストックオプション及び株式評価益権は、かかる終了から少なくとも2年間又はかかるストックオプションの規定期間満了時のいずれか早期に到来する期日まで行使可能であり続けるものとする(ただし、第12章又は適用される報奨契約がより長期の行使可能期間を規定している場合は、かかる規定に従うものとする。)上記の規定に拘わらず、当社又は当社子会社に2009年2月11日以降に報奨が付与される場合、前文に記載の取扱は、雇用の終了が従業員によるものである場合、適用されないものとする。

前述以外については、本プランはすべてにおいて効力を有する。

マクドナルド・コーポレーション

修正版2001年オムニバス・ストック・オーナーシップ・プランの修正(第2回)

マクドナルド・コーポレーションの修正版2001年オムニバス・ストック・オーナーシッププランは、2011年2月9日付で、以下のとおり修正される。

本プラン第8章は以下のとおり修正される。

本プランに基づき付与された各報奨は、遺言又は相続及び分配法によるものを除き、譲渡、担保設定、質権設定、売却又は譲受又は別途処分することができないものとする。ただし、付与対象者は、付与対象者の死亡後その報奨を行使又は保有する受益者を書面で指名することができる。付与対象者の死亡後当該報奨を保有する者については、報奨は、遺言又は相続及び分配法による場合のみ、譲渡可能となる。

前述以外については、本プランはすべてにおいて効力を有する。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部 【追完情報】

2011年2月9日付けでの本邦以外の地域における新株予約権証券の募集開始

当社は2011年2月9日、本プランに基づき、本邦以外の地域において新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集を開始した。この募集は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に該当するものである。

報告内容

(1) 本プランに基づく新株予約権証券の募集

本募集は、2001年3月20日に開催された当社取締役会の決議により採択され、2004年5月20日付当社年次株主総会において承認されることを条件に、2004年3月18日に開催された当社取締役会により改訂された本プランに基づき行われる。本プランは更に、2008年5月21日、2009年2月11日及び2011年2月9日に開催された会議において、当社取締役会の報酬委員会により重大ではない修正がなされた。

発行数	約3,847,626個
発行価格	無償
発行価額の総額	無償
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	マクドナルド・コーポレーション 記名式額面普通株式（額面金額：0.01米ドル）(注1) (注2)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株、全体で約3,847,626株(注2)
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額	本新株予約権1個につき75.93米ドル（6,248円）(注2) (注3)
新株予約権の行使期間	自2012年2月9日至2021年2月9日(注4)
新株予約権の行使の条件	本プランに記載される条件に従うこと。
新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額	該当なし (注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、オプション保有者の死亡により未行使のストックオプションを指定受益者、相続人又は遺産管理人に譲渡する場合を除き、譲渡不能である。委員会は、許容される譲受人に対する無償譲渡を許容することができるが許容することを求められるものではない。
発行方法	約3,511名の適格従業員への割当

引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称	該当なし	
募集を行う地域	オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ共和国、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、韓国、マレーシア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、アラブ首長国連邦、英国、米国	
提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期		
払込金額の総額(注)	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
292,150,242.18米ドル (24,041,043,429円)	63,000米ドル (5,184,270円)	292,087,242.18米ドル (24,035,859,159円)
(注) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を意味し、本新株予約権が全て行使された場合の最大見込額である。		
手取金の使途	上記の差引手取概算額292,087,242.18米ドル(24,035,859,159円)は、設備資金、及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。	
新規発行年月日	2011年2月9日	
当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称	該当なし	

(注1) 本新株予約権の目的となる株式は、自己株式を使用する予定である。

(注2) 委員会はその裁量において、株式配当、株式分割、株式併合、株式結合、増資、当社の資本構成に影響を与える同様の事象(個別に「株式の変動」という。)又は吸収、合併、株式資産の取得、離脱、スピンオフ、再編成、株主割当、清算、その他の現金若しくは資産の分配(特別現金配当を含む。)、子会社との関係解消又は当社の若しくは当社による類似の事項(上記の株式の変動に関するものを除く事項を「会社取引」という。)を反映するために、以下の適当且つ公正であるとみなす調整及び、委員会が適当且つ公正であると判断する発行済報奨に対するその他の調整を行うものとする(会社取引の場合は、行うことができる。)

- (a) 本プラン第2章(x)及び第3章に基づき課される制限事項において言及される種々の株式の数
- (b) 発行済報奨がその対象範囲とする株式の数
- (c) 発行済ストックオプションのオプション価格
- (d) 発行済株式評価益権の行使により支払われる利益の額を決定するために使用される株式の公正市場価額

かかる調整には、(i)当該報奨の価値と同等の合計対価を有する現金、資産又はそれらの組み合わせと交換になされる発行済報奨の消却、(ii)本プランに基づき利用可能な株式及び/又は発行済報奨の対象となる株式の、その他資産との代替(かかるその他資産には、その他有価証券及びかかる代替に合意する当社以外の事業体の有価証券を含むがこれらに限定されない。)、並びに(iii)子会社との関係解消に関して、当該子会社に雇用される付与対象者が保有する報奨の、当該子会社又は関係解消後当該子会社を支配する事業体による引受又は新規報奨との差替えの手配、を含む場合があるがこれらに限定されない。

- (注3) 本新株予約権の行使時の払込金額の額は、公正市場価格すなわち、オプションの付与日である2011年2月9日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の最終の売値に基づいている。本新株予約権の行使時の払込金額の総額は、292,150,242.18米ドル(24,041,043,429円)である。
- (注4) 本新株予約権は、本プランの条件に従い、付与日の第1、第2、第3及び第4応当日の4回において均等に権利確定する。

(2) 当社の資本金の額及び発行済株式総数

ア 当社の資本金の額

普通株式： 16.6百万米ドル(1,366百万円相当額)

(2010年9月30日現在)

払込剰余金： 5,108.3百万米ドル(420,362百万円相当額)

(2010年9月30日現在)

イ 発行済株式総数

1,660.6百万株(2010年9月30日現在)

第四部【組込情報】

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
（自2009年1月1日至2009年12月31日）
平成22年5月27日 関東財務局長に提出。
- (2) 半期報告書及びその添付書類
（自2010年1月1日至2010年6月30日）
平成22年9月10日 関東財務局長に提出。

尚、上記有価証券報告書（平成22年5月27日提出）及び半期報告書（平成22年9月10日提出）は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部 【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。

独立登録会計事務所の同意書

私どもは、マクドナルド・コーポレーションの連結財務書類に対する私どもの2010年2月26日付監査報告書が、第8号様式により関東財務局長に提出されるマクドナルド・コーポレーションの有価証券報告書の一部として含まれることに同意する。

以上

アーンスト・アンド・ヤング エル エル ピー

イリノイ州 シカゴ
2010年5月25日

[次へ](#)

Acknowledgement of Independent Registered Public Accounting Firm

We agree to the inclusion in this Form 8 Annual Reporting Filing of McDonald's Corporation with the Kanto Local Finance Bureau in Japan of our report dated February 26, 2010, with respect to the consolidated financial statements of McDonald's Corporation.

ERNST & YOUNG LLP

Chicago, Illinois
May 25, 2010

[次へ](#)

独立登録会計事務所の報告書

マクドナルド・コーポレーション
株主及び取締役会 御中

私どもは、添付のマクドナルド・コーポレーションの2009年及び2008年の各12月31日現在の連結貸借対照表及び2009年12月31日に終了した3年間の各年の連結損益計算書、連結資本勘定増減表及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を実施した。これらの連結財務書類はマクドナルド・コーポレーションの経営陣の責任により作成されている。私どもの責任は、私どもの行った監査に基づいて、これらの連結財務書類についての監査意見を表明することである。

私どもは、米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して監査を実施した。この監査基準では、連結財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかにつき、合理的な確証を得る為の監査を計画し実施することを要求している。監査は、財務諸表の金額及び開示について、証拠資料を試査により検証することを含んでいる。監査は、連結財務書類全体の表示について評価することと同様に、経営陣により適用された会計原則及び重要な会計上の見積りの妥当性を評価することも含んでいる。私どもの監査は、監査意見を述べるに足る、合理的な基礎を提供していると確信する。

私どもは、上記の連結財務書類が、全ての重要な点において、2009年及び2008年の各12月31日現在のマクドナルド・コーポレーションの連結財政状態と、2009年12月31日で終了した3年間の各年の連結経営成績及び連結キャッシュ・フローを、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示しているものと認める。

連結財務諸表注記で示したように、2007年1月1日より、会社は、新規会計基準を適用するために、法人税等の不確実性に関する会計処理及び有給休暇に関する会計処理について会計処理方法を変更した。

アーンスト・アンド・ヤング エル エル ピー

イリノイ州 シカゴ
2010年2月26日

[前へ](#)

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

The Board of Directors and Shareholders of McDonald's Corporation

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of McDonald's Corporation as of December 31, 2009 and 2008, and the related consolidated statements of income, shareholders' equity, and cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2009. These financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the consolidated financial position of McDonald's Corporation at December 31, 2009 and 2008, and the consolidated results of its operations and its cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2009, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

As discussed in the Notes to the consolidated financial statements, effective January 1, 2007, the Company changed its method of accounting for uncertain tax positions and for compensation costs associated with a sabbatical to conform with new accounting guidance.

ERNST & YOUNG LLP

Chicago, Illinois
February 26, 2010

[前へ](#)